

第8章 計画の推進に向けて

1. 推進のための体制づくり

(1) 市内の推進体制

本市における住生活基本計画の施策内容は、住宅施策を中心に、環境、福祉、定住対策、公共交通、産業・商業施設立地、防災および市街地整備などといった幅広い分野の連携により進める必要があります。また、中央地域・西部地域・東部地域および南部地域の各地域で抱える課題も異なることから、地域毎での重点的な施策対応も必要です。

そのため、市内の関連部局の連携が不可欠であるほか、各支所との連携により、地域に密着し地域の実情に応じた効果的で効率的な施策実施が図れる体制づくりを進めます。

(2) 国、県、近隣市町村等との連携

本市の住生活基本計画は、住生活基本計画（全国計画）および熊本県住生活基本計画に即した八代市計画という性格を有しています。また、国の補助・助成制度などの活用を積極的に図る施策実施の方針であるほか、熊本県住生活基本計画の施策を八代市として展開・実現するための施策内容も多く含んでいます。

そのため、国や県との調整を十分に図っていくとともに、適切な指導・支援を受けることができる体制を整えます。

また、住環境づくりは本市のみではなく、広域的な視点から良好な地域イメージを形成していく必要があります。熊本県南部地域全体の地域振興や地域ブランド形成と連携した住宅施策等の実施を図っていくことが重要であり、広域的な連携による取り組みについても今後取り組んでいきます。

(3) 民間事業者等との協力・連携

厳しい社会経済情勢の中で、住環境に対する多様な要望に対応していくためには、民間事業者等との協力・連携を積極的に進めていく必要があります。

特に、住宅供給においては、地元産材を活用した住宅の供給・開発など、民間事業者等による取り組みの促進・誘導および支援が必要であるほか、住宅性能評価制度の活用や環境共生住宅等の建築といった幅広い分野で地元住宅関係団体等の協力が不可欠です。

そのため、住宅の建設や情報提供等をはじめとする幅広い分野について、地元の民間事業者等との協力体制をつくっていきます。

(4) 市民との連携

より良い住宅づくり、住環境づくりのためには、住み手である市民が「より良い住まい・まちづくり」を望む意識を持つことが重要です。また、市民が地域コミュニティを健全に保つことが、住みよいまちづくりの基本になると考えられます。

そのため、より良い住まい・まちづくりについて、市民への情報提供と意見交換を実施するとともに、地域活動の基本組織となる地域協議会の設立および運営支援など、市民と連携した住まい・まちづくりを実施する環境を整えます。

2. 推進のための実施の考え方

本計画で整理した施策等を同時並行ですべてを実施することは困難であるため、実現性と実効性を考慮しながら、施策を実施していきます。

(1) 実施中施策の継続・充実

現在、継続中の施策については、その継続を図るほか、より効果的な施策の実施を検討し、内容の拡充等を図っていきます。

特に、八代産材利用促進事業などは、その啓発・普及を積極的に実施し、事業の活用を促進します。

(2) 先行的施策の設定

先行的実施により、施策の実施効果が期待され、他の施策への波及効果が期待できる事業を検討・整理し、先行的に実施していきます。

例えば、「空き家バンク」の設置を先行的に実施することにより、空き家対策や子育て支援、地域活性化など、各種施策への展開が期待できます。そのような波及効果が期待できる取り組みを検討し、重点的に実施していきます。